

議 事 日 程 第 6 号

令和7年12月23日(火) 午前10時開議

(総務文教常任委員長報告)

- 日程第 1 議第 85号 米沢市市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第 86号 市立米沢図書館等の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第 87号 米沢市座の文化伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 88号 米沢市宮陸上競技場等の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 89号 米沢市宮野球場等の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第 90号 特定事業(米沢市学校給食共同調理場整備運営事業)事業契約の一部変更について
- 日程第 7 議第 91号 米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第 8 議第 92号 米沢市立南成中学校新設電気設備工事請負契約の一部変更について
- 日程第 9 議第 93号 米沢市立南成中学校新設機械設備工事請負契約の一部変更について
- 日程第10 議第 94号 米沢市まちづくり総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について
- 日程第11 議第 95号 米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定について
- 日程第12 議第 96号 米沢市職員定数条例及び米沢市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第 97号 米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議第 98号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議第 99号 米沢市旧学校利用施設条例の一部改正について
- 日程第16 議第111号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第112号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(民生常任委員長報告)

- 日程第18 議第100号 米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議第101号 米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議第 1 0 2 号 米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議第 1 0 3 号 米沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 2 請願第 2 号 安全・安心な医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬 1 0 % 以上の引上げを求める意見書提出方請願
- 日程第 2 3 請願第 3 号 2 0 2 7 年度介護保険制度改正に向けた意見書提出方請願

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 2 4 議第 1 0 4 号 松が岬おまつり広場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議第 1 0 5 号 米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議第 1 0 6 号 米沢市大森山森林公園の指定管理者の指定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 2 7 議第 1 0 7 号 令和 7 年度米沢市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 2 8 議第 1 0 8 号 令和 7 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 9 議第 1 0 9 号 令和 7 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 0 議第 1 1 0 号 令和 7 年度米沢市物品調達費特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 1 議第 1 1 3 号 令和 7 年度米沢市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 3 2 議第 1 1 4 号 令和 7 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 3 議第 1 1 5 号 令和 7 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 4 議第 1 1 6 号 令和 7 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議第 1 1 7 号 令和 7 年度米沢市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 6 発議第 3 号 安全・安心な医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬 1 0 % 以上の引上げを求める意見書の提出について
- 日程第 3 7 発議第 4 号 2 0 2 7 年度介護保険制度改正に向けた意見書の提出について
- 日程第 3 8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1番	鳥海隆太	議員	2番	佐野洋平	議員
3番	成澤和音	議員	4番	高橋千夏	議員
5番	関谷幸子	議員	6番	佐藤弘司	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	植松美穂	議員	10番	相田克平	議員
11番	堤郁雄	議員	12番	山村明	議員
13番	木村芳浩	議員	14番	島貫宏幸	議員
15番	古山悠生	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	高橋英夫	議員
21番	高橋壽	議員	22番	島軒純一	議員
24番	工藤正雄	議員			

欠席議員（1名）

23番 齋藤千恵子 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	近藤洋介	副市長	吉田晋平
総務部長	神保朋之	企画調整部長	畠山淳一
市民環境部長	遠藤直樹	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	我妻重義	建設部長	石川隆志
会計管理者	本間加代子	上下水道部長	安部晃市

病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	和 田 晋
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	渡 部 真 也
政策企画課長	伊 藤 尊 史	教 育 長	佐 藤 哲
教育管理部長	土 田 淳	教育指導部長	山 口 博
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	竹 田 好 秀
代表監査委員	志 賀 秀 樹	監 査 委 員 長 事 務 局 長	鈴 木 雄 樹
農業委員会会長	小 関 善 隆	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 田 悦 志

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	細 谷 晃	事 務 局 次 長	遠 藤 桂 子
主 査	堤 治	主 任	齋 藤 舞 有
主 任	齋 藤 未 希		

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、市長から、本市の名誉市民であります上杉邦憲様の御逝去につき報告したい旨の申出がありますので、これを許可いたします。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 謹んで議員、市民の皆様へ御報告を申し上げます。

本市名誉市民の上杉邦憲様が、去る12月12日に82歳の生涯を閉じられました。

上杉様は、東京大学工学研究科修士課程を修了後、長年にわたり我が国の宇宙工学の発展に多大なる御尽力を重ねられました。特に、ハレー彗星探査機「さきがけ」「すいせい」や、世界で初めて小惑星の試料採取に成功した「はやぶさ」など、数多くの宇宙探査ミッションを率い、成功を収められ、国内にとどまらず国際的にも高い評価を受けられました。

平成24年には、国際宇宙航行連盟で最も栄誉ある賞であるアラン・D・エミール記念賞を受賞。令和5年には、同連盟の殿堂入りに位置づけられるホール・オブ・フェームの一員として採択されるなど、その御功績は我々米沢市民の誇りであり、次世代を担う青少年に夢と希望を与える存在でありました。

また、上杉家第17代御当主として、郷里米沢に対し常日頃から深く思いを寄せられ、公益財団法人米沢上杉文化振興財団や、公益社団法人米沢有為会の名誉会長を務められるなど、本市の歴史と文化の振興にも並々ならぬ御尽力を賜りました。

これらの御功績をたたえ、本年6月に市議会の同意を得て本市名誉市民として御推挙申し上げ、10月には名誉市民贈呈式を執り行い、市民全体の誇りとして敬意をささげ、その栄誉を正式に顕彰

し、上杉様の御健勝を祈念するとともに、ますますの御活躍を期待申し上げたところであります。それがゆえに、このたびの御逝去は、誠に痛惜の念に堪えず、市民の皆様と共に上杉様の御功績をたたえ、生前の御遺徳をしのびながら、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、御報告といたします。

○島軒純一議長 次に、副議長15番古山悠生議員より、弔意を表すための発言を求められておりますので、これを許可いたします。15番古山悠生議員。

〔15番古山悠生議員登壇〕

○15番(古山悠生議員) 本市の名誉市民であります上杉邦憲様が、去る12月12日にお亡くなりになりました。ここに、謹んで本市議会を代表し、追悼の言葉を申し上げます。

上杉邦憲様は、長年にわたり宇宙工学の分野で御活躍され、世界で初めて小惑星からの試料採取を成功させた「はやぶさ」など、数々の宇宙探査ミッションを率いてこられ、令和5年には国際宇宙航行連盟の殿堂入りをされました。

また、公益財団法人米沢上杉文化振興財団や、公益社団法人米沢有為会の名誉会長などを務められ、本市の歴史と文化、学術の振興に大きく寄与されました。

本市議会としましても、これらの御功績に対し、令和7年6月定例会において、米沢市名誉市民の称号をお贈りすることに全会一致で賛同し、郷土の誇りとして改めて敬意を表したところであります。

これまでの数々の御功績と、郷土愛に満ちた米沢への思いは、市民の胸に末永く残るものと信じます。

ここに、上杉邦憲様の御遺徳をしのび、本市議会は、市民の皆様と共に衷心より哀悼の意を表し、御冥福をお祈りし、追悼の言葉といたします。

○島軒純一議長 ここで、上杉邦憲様の御逝去を悼み、黙禱をささげたいと存じます。

一同御起立願います。

〔起立〕

○島軒純一議長 黙禱。

[黙禱]

○島軒純一議長 黙禱を終わります。

御着席ください。

[着席]

○島軒純一議長 次に進みます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第85号米沢市市民文化会館
の指定管理者の指定について外
16件

○島軒純一議長 日程第1、議第85号米沢市市民文化会館の指定管理者の指定についてから日程第17、議第112号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの議案17件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長14番島貫宏幸議員。

[総務文教常任委員長14番島貫宏幸議員登壇]

○14番(島貫宏幸議員) 御報告申し上げます。

去る12月4日及び11日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案17件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12月12日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第85号米沢市市民文化会館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市市民文化会館の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者公募時の審査結果について、選定基準のうち、管理に係る経

費が0点となった理由は何かとの質疑があり、当局から、管理に係る経費は、計算式に従って算出しており、市が設定した提示価格と応募団体の提案価格との差が少なかったため、0点となったものであるとの答弁がありました。

また、委員から、現在は指定管理者が施設の電気料金を支払っているものの、次期の指定管理期間からは、市がこれを支払うとのことだが、その理由は何かとの質疑があり、当局から、現在は電気料金を指定管理料に含めているが、昨今の物価高騰により、電気料金が見込みよりも増額していることから、指定管理者との協定を見直し、次期の指定管理期間は市が支払うこととしたものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、次期の指定管理期間中にも人件費や物価の高騰があると思うが、指定管理料は5年間変更することはできないのかとの質疑があり、当局から、人件費等が高騰した場合は、その分を指定管理料に反映させる必要があるため、その翌年度に改めて協定を締結することになるとの答弁がありました。

また、委員から、管理に係る経費の中には、人件費以外にどのような経費があるかとの質疑があり、当局から、人件費のほか、設備の保守に係る経費や通信運搬費等があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、施設の修繕について、何万円以上は市で対応するという規定があったと思うがどうかとの質疑があり、当局から、市では10万円以上の修繕を行うほか、指定管理料の中で賄えない大規模修繕も行うことになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号市立米沢図書館等の指定管理者の指定についてであります。本案は、市立米沢図書館等の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするもので

あります。

本案に対し、委員から、米沢市まちなか駐車場は、常駐している職員がいないと思うが、防犯カメラ等の管理はどうなっているかとの質疑があり、当局から、米沢市まちなか駐車場を含む3施設とも、防犯カメラ等の機械は指定管理者が管理しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号米沢市座の文化伝承館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市座の文化伝承館の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号米沢市営陸上競技場等の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営陸上競技場等の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号米沢市営野球場等の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営野球場等の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、施設の修繕については、指定管理者から市に修繕が必要な箇所についての情報提供があり、市が修繕を行うということかとの質疑があり、当局から、月に1度の指定管理者との情報交換の中で、修繕が必要な箇所を確認しており、金額が大きい修繕については市が行うこととなるとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理者の審査結果のうち、

配点に対し、応募団体の得点が低かった部分については、今後どのように伸ばしていくのかとの質疑があり、当局から、配点との差を埋められるよう、毎月の話合いの中で様々な提案をいただきながら改善していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）事業契約の一部変更についてであります。本案は、令和6年3月定例会で契約の締結が議決された特定事業（米沢市学校給食共同調理場整備運営事業）事業契約について、施設整備業務に係る労務単価及び建設資材価格の上昇に伴い、その上昇分を契約金額に反映させるため、契約金額を38億5,104万3,629円から39億3,430万4,829円に8,326万1,200円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、米沢市立南成中学校の新設建築工事について、労務単価、建設資材価格の上昇及び仕様の見直しに伴い、必要な経費を追加し、契約金額を44億4,521万円から45億340万円に5,819万円増額するとともに、昨冬の大雪に伴い、工期を延長する必要があることから、工事の完成日を令和8年3月10日から令和8年3月20日に延長し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、3月20日まで工期を延長した場合、令和8年4月の開校に影響はないかとの質疑があり、当局から、昨冬の大雪により、除排雪作業に時間を要したことで、全体的な工事の進捗が遅れが生じたが、物品の搬入等の前倒しができるように調整しており、令和8年4月に問題なく開校できるよう、今後も努力していきたい

との答弁がありました。

また、委員から、今冬の雪の影響も考慮した上で、計画的に進捗を管理する必要があると思うがどうかとただされ、当局から、今後は外構工事が主になるが、昨冬のような大雪の場合は、こまめに除排雪を行いながら、令和8年4月の開校に支障がないように進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の契約変更による増額に対して、国からの補助等はあるのかとの質疑があり、当局から、今回の増額については、国からの補助等はなく、全額市単独の負担となるとの答弁がありました。

本案について、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号米沢市立南成中学校新設電気工事設備請負契約の一部変更についてであります。本案は、米沢市立南成中学校の新設電気設備工事について、労務単価、建設資材価格の上昇及び仕様の見直しに伴い、必要な経費を追加し、契約金額を3億9,270万円から4億106万円に836万円増額するとともに、昨冬の大雪に伴い、工期を延長する必要があることから、工事の完成日を令和8年3月10日から令和8年3月20日に延長し、契約を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号米沢市立南成中学校新設機械設備工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、米沢市立南成中学校の新設機械設備工事について、労務単価、建設資材価格の上昇及び仕様の見直しに伴い、必要な経費を追加し、契約の金額を6億8,200万円から7億2,259万円に4,059万円増額するとともに、昨冬の大雪に伴い、工期を延長する必要があることから、工事の完成日を令和8年3月10日から令和8年3月20日に延長し、契約を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号米沢市まちづくり総合計画基本構想及び前期基本計画の策定についてであります。本案は、米沢市まちづくり総合計画について、令和8年度から令和17年度までの10か年にわたる基本構想及び令和8年度から令和12年度までの5か年にわたる前期基本計画を策定するため、米沢市総合計画策定条例第4条の規定により提案しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回の総合計画で設定した指標である地域幸福度は、市民アンケートにおける暮らしの満足度を点数化したものであり、6点以上を令和17年度の目標としているが、今後この指標の進捗をどのように把握していくのかとの質疑があり、当局から、市民アンケートを実施することは考えているが、毎年実施することは難しいため、国が毎年調査しているウェルビーイング指標も踏まえた上で、計画の進捗を評価していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、現時点で、市民アンケートを実施する以外に地域幸福度を測る材料はあるのかとの質疑があり、当局から、現時点で具体的には持ち合わせていないが、地域幸福度は様々な分野に関係するため、各個別計画の指標を参照するなど、全体的に検討していきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定についてであります。本案は、交流人口を拡大することで、さらなる「まち」の活力を創出し、市民の幸福度を高めることを目的に、現在教育委員会が所管している文化及びスポーツ分野の事務を市長事務局へ移管し、これらの分野と親和性の高い観光分野と統合して一元的に業務を推進していくため、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条1項の規定により、市長が管理し及び執行する教育に関する事務を定めるとともに、関係条例について所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、教育委員会から市長部局に事務が移管されることについて、この間市長部局と教育委員会とでどの程度の意見交換や調整が行われたのかとの質疑があり、当局から、人口が減少する中で、交流人口を増やしていく必要があると考えたことをきっかけとして、今年度当初に、市長部局から教育委員会に今回の事務の移管の方針を示した後、市長も入り調整を重ねてきた。また、10月10日の教育委員会で、移管の概要を示し、11月14日の総合教育会議で、市長から改めて移管の方針の説明があった。12月4日の教育委員会で、議会からの意見聴取に対する回答について審議し、12月5日付で回答を発出したとの答弁がありました。

また、委員から、教育委員会としては、議会からの意見聴取に回答するまでの期間は十分だったと認識しているのかとの質疑があり、当局から、11月14日の総合教育会議の際に、今回の事務移管について意見交換を行ったが、教育委員の皆様からは、移管後も教育委員会と市長部局との連携を十分に図ってほしいとの意見が複数出されたものの反対する意見は特になく、その点では大きな支障はなかったとの答弁がありました。

さらに、委員から、事務の移管後、教育委員会と市長部局との情報共有や調整はどのように行っていくのかとの質疑があり、当局から、総合教育会議などで意見交換し、連携を図っていくことを想定しているほか、例えば文化財保護審議会などの外部の委員が出席する会議にお互いの職員が出席するなど、様々な機会を適切に組み合わせながら深く連携を図っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の事務の移管において、

文化及びスポーツ分野が観光分野に統合されることで、例えば誘客効果が見込まれない文化資源の扱いをどうするかといった政策設計の段階で、文化、スポーツの教育的価値が埋没してしまう懸念があるが、その部分はどう対応していくのかとの質疑があり、当局から、今回の事務の移管の大きな目的として、交流人口の拡大があり、文化財等については、観光につながる価値を掘り起こすという視点で考えていかなければならないと認識している。その上で、教育的見地から検討や調整が必要になることもあると思われるため、今後も教育委員会との連携を適切に図っていかねばならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県内で教育委員会から市長部局に事務を移管している自治体の状況や、移管による効果はどうなっているかと質疑があり、当局から、県内では山形県、それから山形市、酒田市、天童市、長井市の4市が、教育委員会から知事部局あるいは市長部局に事務を移管している。県内の4市に調査したところ、移管のメリットとしては、関係する部署との連携が向上した、意思決定が簡素化された、地域の活性化につながったなど、数多くの項目が挙げられた一方、デメリットとしては、1つの市からのみ、教育部門との連携が図りにくくなったとの意見があったとの答弁がありました。

また、委員から、今回移管される事務に従事する会計年度任用職員の中には、当該分野に詳しい職員もいると思うが、そういった職員は市長部局に移管された後も雇用は継続されるのか。また障がいのある方の雇用人数に変わりはないのかとの質疑があり、当局から、人事に関わることであり、明言はできないが、今回市長部局に移管される事務の分野において必要な人材であれば考慮する必要があると考えている。また、障がい者の雇用については、法定雇用率を下回らないように、新年度の体制を検討したいとの答弁がありました。

本案について、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第96号米沢市職員定数条例及び米沢市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務を市長が管理し、及び執行することによる観光文化スポーツ部の新設に伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、新しい部が設置された場合、所掌する分野に関して知見のある人材を国から招聘する考えはあるかとの質疑があり、当局から、現時点では予定していないところだが、新設される部の分野に限らず、国からの人材を招聘する可能性はあるものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、新たな部の設置による効果として、地域づくりやシティブランディングに関する事項が挙げられているが、これらの分野を所掌する都市計画課や魅力推進課を新たな部に加えなかった意図は何かとの質疑があり、当局から、事務移管の主な目的は、文化・スポーツと観光との融合による一体的な推進であり、広範囲な組織改編では規模が大きくなり過ぎるという面があるため、今回は3つの課で新たな部を構成するという考えに至ったとの答弁がありました。

本案について、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、子の看護等休暇の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

であります。本案は、米沢市広幡コミュニティセンター及び米沢市塩井コミュニティセンターの位置を変更し、使用料を改定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号米沢市旧学校利用施設条例の一部改正についてであります。本案は、令和7年度末で廃止となる米沢市立第三中学校を旧学校利用施設に追加しようとするものであります。

本案に対し、委員から、公共施設廃止後の施設利活用の考え方としては、地域団体等、民間事業者等の順に利活用を検討することになっているが、今後、地域団体等と民間事業者等の利活用を同時に検討していく考えはないかとの質疑があり、当局から、廃校の解体に関する国の制度が新設されたが、期間的にあまり余裕がないこともあり、地域団体等と民間団体等の利活用についての検討はなるべく早く進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第111号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、常勤の特別職の職員及び議会議員並びに病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第112号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び宿日直手当の額を改定し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回の給与改定により、市の財政に相当額の影響がある。税収の増加が見込みにくい中で、今後も人事院勧告を受けて給与を改定することについてどのように考えているかと質疑があり、当局から、公務員の給与は勧告制度により改定しており、人事院や県人事委員会では、民間の動向を調査した上で給与改定の勧告を行っている。民間の給与は、景気動向の影響を受けて上がるものであり、一般的には民間の給与が上げれば税収も上がると考えられる。また県内の他自治体も勧告制度により、人事委員会勧告に準じて給与改定することが実情である中、仮に本市が給与改定をしない場合、本市の給与がほかの県内自治体と比べて低い水準となり、職員確保の面から悪い影響が出ると思われるため、今後も勧告制度にのっとり給与改定をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の給与改定による増額分は、一般財源により対応すると思うが、その影響はどのように捉えているかとの質疑があり、当局から、財政状況が悪い中での財政調整基金からの繰入れによる対応ではあるが、今回の人事院勧告等を受けての給与改定は国からの要請によるものと考えている。令和7年度の地方財政計画においても、一定程度の給与改定分が盛り込まれていることから、その分普通交付税で措置されているものと考えているとの答弁がありました。

本案について、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案17件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第85号から議第99号まで、議第111号及び議第112号の議案17件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第85号から議第99号まで、議第111号及び議第112号の議案17件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第18 議第100号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 外5件

○島軒純一議長 次に、日程第18、議第100号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第23、請願第3号2027年度介護保険制度改正に向けた意見書提出方請願までの議案4件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長1番鳥海隆太議員。

〔民生常任委員長1番鳥海隆太議員登壇〕

○1番（鳥海隆太議員） まずもって、このたびみまかられました上杉邦憲様に、哀悼の意をささげたいと思います。

それでは、御報告申し上げます。

去る12月4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、15日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部

課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に先立ち、議第101号米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議第103号米沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてに関する市長からの議案の訂正の申出について、当局から説明がありました。

訂正の内容は、議第101号において、母子健康法を母子保健法に修正し、議第103号において、編成の表記を編制に修正しようとするものであります。

本申出については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決まりました。

初めに、議第100号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第101号米沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第102号米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の

一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第103号米沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてであります。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、乳児等通園支援事業の対象者は、本市に住所を有する人に限定されるのかとの質疑があり、当局から、この事業は令和8年4月1日から全国で開始されるものであり、本市に住所を有しない人も対象となるとの答弁がありました。

また、委員から、本事業は市立保育園での実施を想定しているとのことだが、利用可能な人数はどれくらいかとの質疑があり、当局から、公立の2園のうち、緑ヶ丘保育園1園での実施を想定しており、余裕活用型という定員の空きを活用する事業であるため、利用可能な人数については今後検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、本事業は令和8年度は公立保育園1園で実施し、令和9年度以降は私立の受入れ可能な保育所等も選定し実施していくのかとの質疑があり、当局から、まずは緑ヶ丘保育園で実施し、需要を見極めながら、私立の保育園等に説明会を実施した上で受け入れていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、本事業の利用料金について、受入れ施設や利用する家庭の所得によって異なる設定とするなど、そういった検討はしているかとの質疑があり、当局から、この事業は令和7年度は補助事業として実施されており、令和8年度からは全国で給付事業として実施されることとなる。国では、令和7年度は1時間当たり300円を標準に施設が任意に設定できるとしているが、

令和8年度以降、給付事業となった際の利用料金の在り方については、現時点で示されていない状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本事業の申込みに関しては、利用しやすい方法を考えていただきたいがどうかとの質疑があり、当局から、申込み方法については、国の方針が固まり次第、詳細を決定することになるが、市が任意で決定できる部分がある場合は、利用者の負担とならないよう柔軟な対応をしたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、請願第2号安全・安心な医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを求める意見書提出方請願についてであります。本請願は、医療・介護分野の賃金が、他の産業よりも低く、新たな人材確保が困難な上、既存の職員をつなぎとめることができず、地域への医療・介護提供体制の維持に支障を来すほど人手不足が進んでいる実態に加え、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設は、物品や光熱費の値上げを価格転嫁できず、倒産・閉鎖が危惧される状況にあることから、2026年度の診療報酬改定と期中での介護報酬・障害サービス等報酬の改定を実施し、それぞれ10%以上の引上げを行うことなどを求め、国に対して意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人から意見を聴取し、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、請願に「医療・介護分野の賃金は依然として他産業よりも低く」とあるが、医療・介護分野とは具体的に何を示しているかとの質疑があり、参考人から、医療分野は主に民間病院であり、介護分野は介護事業所全般であるとの答弁がありました。

また、委員から、医療分野と介護分野では、介護分野のほうが賃金水準が低いという認識でよ

いかとの質疑があり、参考人から、医療機関に比べ、介護事業所には医師や看護師などの有資格者が少なく、非正規職員の数が多いといった状況があることから、医療分野と比較すると、介護分野のほうが賃金水準が低いと認識している。一方で、医療分野においても、近年は新型コロナウイルスの影響と物価の上昇に報酬制度が追いついておらず、結果的に他の産業よりも賃金水準が低い状況になっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療分野より介護分野のほうが賃金水準が低いのであれば、介護分野の賃金水準の引上げがより手厚くなることが整合的だと感じるが、介護分野においても報酬10%の引上げで足りるのかとの質疑があり、参考人から、介護分野の報酬の引上げをより手厚くできればよいが、今の報酬制度では現実的に難しいところがあり、また、医療労働組合連合会としては、まずは医療も介護も10%程度の引上げが必要という方針を押し出しているとの答弁がありました。

また、委員から、山形県医療労働組合連合会の加盟組合と組合員数はどのくらいか、また、置賜の加盟組合はあるかとの質疑があり、参考人から、加盟組合は県内に16組織で、組合員数は4,400名ほどおり、米沢市立病院や国立病院機構米沢病院も加盟組合であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願内容の説明で、民間病院7組合の平均賃上げ率が示されたが、公立病院の集計は行っているかとの質疑があり、参考人から、自治体病院の賃金は人事院勧告に準拠しているため、労使交渉で決定される民間病院の平均賃上げ率をお示ししたとの答弁がありました。

また、委員から、全国の病院が経営難に陥っているが、県内の病院が抱えている問題は、具体的には何かとの質疑があり、参考人から、公立病院では看護師が不足し、1病床を休床しているところがあり、また民間病院では、光熱水費の上昇を価格転嫁できないため、給食の質を落とさざるを得ないところがあるなど、地域の患者にしわ寄せ

が来ているとの答弁がありました。

さらに、委員から、他産業との賃金格差は、報酬の改定がなされなければ、それぞれの組織の努力では解決できない問題であるとの認識でよいかとの質疑があり、参考人から、物価が前年比3～4%上昇する中で、診療報酬は2年に1回の改定で、上がっても1%未満であり、診療報酬を抜本的に上げなければ、医療機関や介護事業所の経営ができないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、診療報酬の改定は、医療費や介護料の引上げにつながり、サービスを受ける側の負担が増えると思うが、この問題の解決策はどのように考えているかとの質疑があり、参考人から、利用者の負担が増大しないように、政府には公費での支援を検討いただきたい。医療は公的なインフラであり、患者が必要なときに病院にかかれる体制をつくるため、医療現場でも努力していくが、これは政府の支援を抜きにしては実現できないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、請願に「2025年度中に全額公費による財政支援策を実施すること」とあるが、これは、前回の報酬の改定では解決に至っていない医療・介護の現場の問題があり、それに対処するための支援が必要という趣旨かとの質疑があり、参考人から、来年の報酬の改定は6月に施行されるが、そこまでもたない医療機関が実際にあることに加え、介護事業所はさらに逼迫しており、早急に支援策が出されないと春までもたない財政状況と人手不足に陥っているため、一刻も早く施策を講じていただきたいという趣旨であるとの答弁がありました。

採決に当たっては、マンパワーが必要な分野であるにもかかわらず、人手不足が社会的インフラの持続性を欠く状態をつくり出していることは明確であり、現在の診療報酬等の考え方では、処遇改善に応えることができない医療機関や介護事業所の事情も手に取るように分かる状況にあ

る。若者が希望を持って医療・介護の仕事に従事する環境をつくり出すことが政治の責任であると考えことから、本請願を採択すべきとの意見。

報道によれば、看護師の給与の財源となる診療報酬が限られているため、賃上げのペースが他産業に追いついておらず、看護師と他業種との給与の差が広がっており、そのことが非常に深刻な看護師不足につながっているということだった。医療・介護の分野で働く方々の賃金は、十分なサービスを提供していただけるような賃金であるべきだと考えることから、本請願を採択すべきとの意見があり、全委員異議なく、採択すべきものと決まりました。

次に、請願第3号2027年度介護保険制度改正に向けた意見書提出方請願についてであります。本請願は、財政制度等審議会がケアマネジメントの有料化を提案しているが、これにより、支援が必要な人が利用を控え、心身の状態が悪化し、介護費や医療費の増加につながりかねないこと、また、2024年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、小規模訪問介護事業所を中心に、介護保険制度施行以来、最多の休業・廃業・倒産件数になっていることから、介護保険制度が事業者、利用者双方にとって持続可能な制度に改正されることを求め、国に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人から意見を聴取し、紹議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、介護事業所に関して、生活クラブの中で把握している危機的な状況はあるかとの質疑があり、参考人から、愛媛県の方から、介護事業所が足りず、生活クラブの組合員が事業所を立ち上げて介護サービスを提供しており、自分たちが介護サービスを提供できなくなったら利用者はどうするのかという心配の声や、年金収入が5万円の人が、1回医者にかかる1万5,000円かかるが、残りのお金でどうやって生活するのかといったせっぱ詰まったお話を聞い

た。みんなで声を上げていくことで、国の介護保険制度が少しでもよくなるようにとの考えでこの請願を提出させていただいたとの答弁がありました。

採決に当たっては、介護報酬が公定価格で決められており、物価や人件費の高騰に対応できない仕組みであることに加え、2024年度に訪問介護の基本報酬が2%以上引き下げられている。訪問する場所までのガソリン代や移動時間は、訪問するためのコストであり、このコストは地方であればあるほどかかるという背景があるため、介護事業所が今までと変わらない訪問介護や介護サービスを提供できるような支援が必要と考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

2024年度に訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、地方都市における地域包括ケアが崩壊のリスクを背負っている現状にある。団塊の世代が介護を必要とする時期に人材が確保できず、高齢者を支えるための制度・理念が崩れようとしている中で、根本的な解決を図るためには本請願を採択すべきとの意見があり、全委員異議なく、採択すべきものと決まりました。

以上、当委員会に付託されました議案4件、請願2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第100号から議第103号まで、請願第2号及び請願第3号の議案4件、請願2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第100号から議第103号まで、請願第

2号及び請願第3号の議案4件、請願2件は、委員長報告のとおり決まりました。

ここで、途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時12分 開 議

○島軒純一議長 再開いたします。

日程第24 議第104号松が岬おまつり広場の指定管理者の指定について外2件

○島軒純一議長 次に、日程第24、議第104号松が岬おまつり広場の指定管理者の指定についてから日程第26、議第106号米沢市大森山森林公園の指定管理者の指定についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長19番山田富佐子議員。

〔産業建設常任委員長19番山田富佐子議員登壇〕

○19番(山田富佐子議員) 御報告申し上げます。

去る12月4日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、16日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第104号松が岬おまつり広場の指定管理者の指定についてであります。松が

岬おまつり広場の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対して、委員から、本市の指定管理者の審査では、配点合計の6割以上が合格の基準になっており、その基準が少し低いと感じるが、このことについて、庁内で何か協議が行われたのかとの質疑があり、当局から、指定管理者の審査では、全庁的に同じ基準を用いているが、令和7年度の指定管理者の審査に当たり、庁内で協議は行っておらず、例年どおりの基準で審査を行ったところであるとの答弁がありました。

また、委員から、おまつり広場の駐車場では、駐車場所と通路で色を分けて舗装しているが、通常の駐車場のよう、アスファルトで舗装し、駐車場所にラインを引く形になっていないのはなぜか。また、おまつり広場の駐車場の舗装が大分傷んでいるようだが、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、おまつり広場の駐車場は、水はけを考慮した舗装となっており、駐車場所と通路で色を分けているのは、整備当時、景観等に配慮したものと考えている。また、老朽化が進んでいるため、将来的には改修が必要と考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第105号米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、本市のと畜場では、牛海綿状脳症に関して、特定危険部位の処理はどのように行っているのかとの質疑があり、当局から、特定危険部位とは、全月齢の扁桃と回腸遠位部に加え、30か月齢を超える牛の頭部・脊髄・脊柱のことであり、これらは屠畜処理の工程で除去し焼

却処分することが法令上義務づけられている。本市のと畜場においては、米沢牛の出荷月齢が33か月以上と定義されていることから、大半を全頭除去し、焼却処分しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第106号米沢市大森山森林公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市大森山森林公園の管理を行わせる指定管理者について、令和8年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、熊が出没するような危険な状態の中で、今後5年間どのように公園を管理していくのかとの質疑があり、当局から、熊や猿などの出没に関しては、指定管理業務の中で公園の巡回を行っていただいている。また、目撃情報があった場合は、指定管理者も駆けつけ、警戒に当たっていただいております。猿については追い払いにも協力いただいているとの答弁がありました。

また、委員から、公園で使える遊具は限定的で壊れたままになっていると聞くがどうかとの質疑があり、当局から、現時点で遊具の修繕は完了しており、全て使える状況にある。また、雪害により、年に1つか2つほど修繕を要する状況になり、長尺な木材など特殊な部材を使う場合に、その手配が滞ることもあるが、遊具については速やかに修繕を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後の公園の在り方をどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、来年度以降、市の森林そのものを考える森林長期ビジョンを策定する予定であり、その中で、公園を含む関連施設の在り方や今後の方向性なども検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、安心して森林と親しめる公園にするには、大規模な柵などが必要ではないかとの質疑があり、当局から、電気柵や物理的な防護

柵の設置を検討したものの、豪雪地帯の本市で2ヘクタール以上の広大な敷地を柵で囲うのは難しいと考えている。安全に利用していただくことが大切であり、監視体制の強化など、すぐにできることを現在検討しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊対策として、公園への避難所の設置を検討しているかとの質疑があり、当局から、避難所の設置については、全国の事例も参考にしながら、公園を利用する方だけでなく、山に入って楽しむ方や、山で施業する方の安全も含めて考えていきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、指定管理者には、来年度以降も公園の熊対策を念頭に置いて管理を行っていただきたいので、本案に賛成するとの意見があり、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案3件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第104号から議第106号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第104号から議第106号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第27 議第107号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第6号）

外8件

○島軒純一議長 次に、日程第27、議第107号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第6号）から日程第35、議第117号令和7年度米沢市下水道事業会計補正予算（第2号）までの議案9件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番木村芳浩議員。

〔予算特別委員長13番木村芳浩議員登壇〕

○13番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る12月4日及び11日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日午前10時から議場・委員会室において、各委員出席の下、当局から市長をはじめ教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容については、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第107号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第6号）の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に発言通告のあった款項についても質疑が行われました。

まず、第2款総務費では、補正のあった款項に関連し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、本市の方向性は決まっているのか。また、農林水産大臣から各自治体の判断に委ねるとコメントがあったおこめ券に対しての本市の考えはどうかとして質疑がありました。

また、公共交通のドライバー不足が大きな課題となっており、特に夕方以降のタクシーの台数が少なく、長時間待たなければならないとの声が寄せられている。最終の新幹線まで市バス循環路線

を増便するとか、駅と町なかを往復するバスや乗合タクシーの運行が効果的だと思う。事業者の方々と相談しながら、効率的な運行を目指してもらいたいがどうかとして質疑がありました。

第3款民生費では、補正のあった款項に関連し、加齢性難聴者について、補聴器が高額なことから、購入費を補助する自治体が増えているが、本市は加齢性難聴者への支援は行っているのかとして質疑がありました。

また、フードパントリー事業について、現在は子ども食堂に対しての支援で食品が中心ということだが、日用品などについても提供してもらえないのではないかと思う。社会福祉協議会等と連携して検討してもらいたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、事前の発言通告により、本年6月27日の最高裁判決により、デフレ調整に基づく生活保護基準引下げが違法と認定されたが、本市の対象世帯、人数の見込みはどうか。また、国に対し、追加支給の事務負担を軽減する手だてを申し入れる考えはあるのかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、重粒子線がん治療費助成金について、民間の先進医療特約保険等に加入していない場合は全額自己負担となるのか。また、利子補給制度があり、県内3つの金融機関が対象となっているが、ほかの金融機関ではできないのかとして質疑がありました。

また、診療所開設支援補助金について、本市は重点偏在対策支援区域に指定されており、県の制度も活用できる。市の制度とともに県の制度も併せてPRし、現在の情報発信の内容をブラッシュアップしてもらいたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、補正のあった款項に関連し、今年は例年に比べ1か月以上早くインフルエンザが流行し、市内小学校では学級閉鎖が広がっていると聞くが、状況はどうか。また、ワクチン接種の助成を置賜3市5町で唯一行っていない状況だが、ど

う考えているのかとして質疑がありました。

事前に発言通告があった第6款農林水産業費では、国では熊被害対策パッケージを策定したが、本市では緊急的に今何ができるか、短期的・長期的に何をすべきか。また、熊に対する危機感を持ち、担当課だけでなく特別な対策チームをつくる必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

事前の発言通告があった第7款商工費では、地元住民や事業者が小野川温泉再生協議会を立ち上げて、質の高い眠りをテーマとした持続可能な温泉街創生プロジェクトを策定した。市としても、このプロジェクトを全面的に支援してほしいがどうかとして質疑がありました。

また、事前の発言通告により、株式会社天元台の経営体制等について、使途不明金が発生した公表時期は適切であったか。前代表取締役の辞任の原因と責任の範囲は。新代表取締役の選定理由と役割、経営手腕への期待は。タカミヤホールディングスとの資本提携の経緯は。新体制において市は実質的な経営者と考えてよいかとして質疑がありました。

事前の発言通告があった第8款土木費で、米織会館が閉館し解体されるとの報道があった。歴史が長く、貴重な建物だと思うが、本市の認識はどうか。また、旧米沢高等工業学校本館の老朽化が進んでいるが、修繕費についてどのように聞いているのかとして質疑がありました。

第9款消防費では、山形県衛星通信システム第3世代化工事費負担金について、当初予算では、負担割合は県と市で2分の1ずつということだったが、今回の物価高騰等での補正において、負担割合はどうなっているのかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、先日市内で火災が発生し大きな被害を受けた。そのときに、出火元の近隣の方々が火事触れをして、救助活動を率先して行っていただいたことに対して、称賛

すべきではないかと思うがどうかとして質疑がありました。

以上が、議第107号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第6号）に対する審査の経過の中でありました質疑の主なものでありますが、議第107号については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第108号令和7年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第109号令和7年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）の議案2件については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第110号令和7年度米沢市物品調達費特別会計補正予算（第1号）については、庁内印刷機器の賃借料等の費用の内訳はどうなっているのかとして質疑がありましたが、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第113号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から議第117号令和7年度米沢市下水道事業会計補正予算（第2号）までの議案5件については、初めに一括して給与改定及び会計間移動等に伴う職員給与費及び特別会計繰出金等の補正についての質疑を行いました。質疑はありませんでした。

次に、議第113号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第7号）については、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費等の補正以外の補正の歳出については、補正予算の提案があった款項について質疑が行われました。

第7款商工費では、よねざわ戦国花火大会への補正は、赤字補填という表現が一部報道であったが、本市の認識はどうか。また、今回の花火大会はどのような思いでやってきたかとして質疑がありました。

また、花火大会の財源として、ふるさと創生基金から繰入れするということだが、まち・ひと・

しごと創生寄附活用事業の目的に合致しているのかとして質疑がありました。

以上が、議第113号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第7号）に対する審査の経過の中でありました質疑の主なものでありますが、議第113号については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第114号令和7年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、厚生労働省では、現在行っている未就学児の均等割の半額免除を、令和9年度から対象年齢を18歳まで引き上げる方針であるという報道があったが、本市の考えはどうかとして質疑がありましたが、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第115号令和7年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）から議第117号令和7年度米沢市下水道事業会計補正予算（第2号）までの議案3件については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第107号から議第110号及び議第113号から議第117号までの議案9件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第107号から議第110号及び議第113号から議第117号までの議案9件は、委員長報告

のとおり決まりました。

[別紙 発議第3号朗読]

日程第36 発議第3号安全・安心な医療・
介護提供体制を守るため、全
てのケア労働者の処遇改善に
つなげる報酬10%以上の引
上げを求める意見書の提出に
ついて

○島軒純一議長 次に、日程第36、発議第3号安全・
安心な医療・介護提供体制を守るため、全てのケ
ア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の
引上げを求める意見書の提出についてを議題と
いたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めま
す。

提出者、18番我妻徳雄議員。

[18番我妻徳雄議員登壇]

○18番(我妻徳雄議員) ただいま上程になりま
した発議第3号安全・安心な医療・介護提供体制
を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につな
げる報酬10%以上の引上げを求める意見書の提
出についてであります。本案は、医療・介護分
野の賃金が高産業よりも低く、新たな人材確保が
困難な上、既存の職員をつなぎとめることができ
ず、地域への医療・介護提供体制の維持に支障を
来すほど人手不足が進んでいる実態に加え、国が
決める公定価格で運営している医療機関や介護
施設は、物品や光熱費の値上げを価格転嫁できず、
倒産・閉鎖が危惧される状況にあることから、
2026年度の診療報酬改定と、期中での介護報酬・
障害サービス等報酬の改定を実施し、それぞれ
10%以上の引上げを行うことなどを求め、国に対
して意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に
代えさせていただきます。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い
申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの説明に対し、御質疑あ
りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御
希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いた
します。

これより討論に入りますが、通告がありません
ので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり決ま
りました。

日程第37 発議第4号2027年度介護
保険制度改正に向けた意見書
の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第37、発議第4号2027
年度介護保険制度改正に向けた意見書の提出に
ついてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めま
す。

提出者、18番我妻徳雄議員。

[18番我妻徳雄議員登壇]

○18番(我妻徳雄議員) ただいま上程になりま

した発議第4号2027年度介護保険制度改正に向けた意見書の提出についてであります。本案は、財政制度等審議会がケアマネジメントの有料化を提案しているが、これにより、支援が必要な人が利用を控え、心身の状態が悪化し、介護費や医療費の増加につながりかねないこと、また、2024年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられ、小規模介護事業所を中心に、介護保険制度施行以来、最多の休業・廃業・倒産件数になっていることから、介護保険制度が事業者、利用者双方にとって持続可能な制度に改正されることを求め、国に対して意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

[別紙 発議第4号朗読]

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの説明に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり決まりました。

日程第38 議員派遣について

○島軒純一議長 次に、日程第38、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおりに決定いたしますので、御了承願います。

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。近藤市長。

[近藤洋介市長登壇]

○近藤洋介市長 市議会12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る12月4日に招集しました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。20日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で承りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の予算編成や市政執行において生かしていきたいと考えております。

さて、今定例会におきましては、米沢市まちづくり総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、そして教育委員会から文化及びスポーツ分野を市長事務部局に移管し、観光分野と一元化することに関連する条例の制定について、議員各位の御同意を賜りました。

これらの施策は、人口減少を乗り越え、市民一人一人が幸せを実感できるまちをつくり上げるための戦略的な挑戦であります。

米沢市まちづくり総合計画の着実な実行により、

持続可能で成熟した「しあわせ 循環 学園都市・よねざわ」の実現のために、本市が持つ強みを最大限に生かして、人を育み、人を活かす、新しい学園都市をつくってまいります。

さらに、文化及びスポーツ分野と観光分野の融合によって、地域の貴重な文化やスポーツ資源を観光客誘致の魅力的なコンテンツとして活用し、相乗効果を生み出すことにより、交流人口・関係人口を拡大させ、経済的価値を高め、地域経済を活性化させます。

人が集まり、所得が増え、誰もが安心して暮らせる好循環の米沢を、知恵と力を合わせ、力強く実現してまいります。

結びになりますが、寒さ厳しい折、議員各位におかれましては、御自愛いただき、新年を健やかに迎えられることをお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして令和7年12月定例会を閉会いたします。

午前11時54分 閉 会